

# 群馬労働局の取組 トピックス (過労死防止／しわ寄せ防止月間)



発信者 雇用環境・均等室

○朝晩の冷え込みが厳しくなってきました。お体にお気を付けてください。

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

## ① 11月は過労死等防止啓発月間です！～パワーハラ防止の取組も進めましょう～

○**11月を「過労死等防止啓発月間」と定め**、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

○**過重労働解消キャンペーン**では、以下の取組を行います。

- ・使用者団体や労働組合への協力要請
- ・過労死等の労災請求があった会社や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへの重点的な監督指導
- ・過重労働解消相談ダイヤル 11月1日（日）9:00～17:00  
0120(794)713（無料）

○このキャンペーンの取組とともに、**パワーハラスメント防止対策**の取組も進めていきます。

**あかるい職場応援団のサイト**で、分かりやすい事例や動画を紹介していますので、ぜひご覧ください。

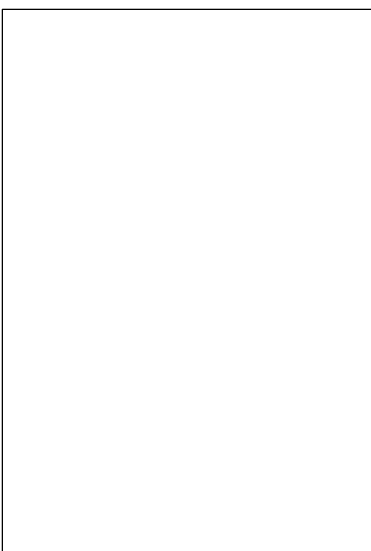
<あかるい職場応援団> <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

<過労死防止月間> <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/content/contents/000726531.pdf>

<過労死防止月間>

※重要なお知らせ欄をご覧ください

<あかるい職場応援団>



<シンポジウム>

○11月5日（木）13:30～15:30

○ビエント高崎 602号室（6階）

※事前申し込みが必要です。

詳細はURL、QRコードのページへ

## ② 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

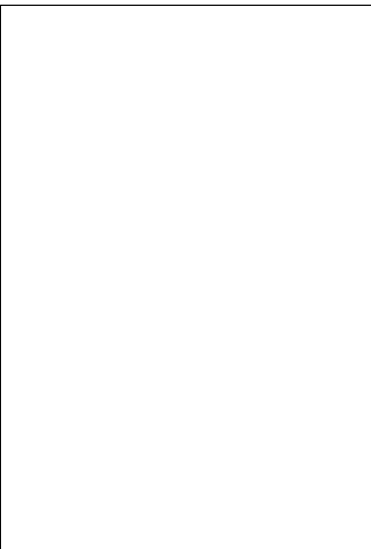
○11月を「**しわ寄せ**」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ（※）」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

※大企業・親事業者の長時間労働削減等の取組により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などを生じさせること。

○大企業・親事業者と下請等中小事業者は**共存共栄**。適正なコスト負担を伴わない**短納期発注**や**急な仕様変更**などは**やめましょう**。

<しわ寄せ防止サイト> <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

<しわ寄せ防止サイト>



厚生労働省

群馬労働局

雇用環境・均等室

### ③ 映画「魔女見習いをさがして」と「女性の活躍推進企業データベース」がタイアップ!

○2020年11月13日（金）から公開の映画「魔女見習いをさがして（※1）」と「女性の活躍推進企業データベース（※2）」がタイアップをしました。

※1 年齢も住む場所も悩みも何もかもが違う3人が出会い、『おジャ魔女どれみ』ゆかりの地を巡る旅を通して、やりたいことを見つけていく物語。

※2 「採用者に占める女性の割合」や「男女別の育児休業の取得率」など、**企業の女性活躍状況の情報を集約したサイト**です。就職活動中の学生や求職中の方が、各企業の働き方の情報を、地域別、業種別、規模別に簡単に検索できます。

○このタイアップにより「女性の活躍推進企業データベース」を周知し、**求職者や就職活動中の学生の利用を促進**したいと考えています。

○常時雇用する労働者が101人以上の企業の皆さんも、優秀な人材確保のため、**行動計画の策定や「えるぼし」認定の取得**を目指しましょう。



<女性活躍データベース タイアップサイト> [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou\\_kouhou/kouhou\\_shuppan/majominarai/tieup.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/majominarai/tieup.html)

### ④ 正社員との不合理な待遇差をなくしましょう!

オンラインセミナーも準備中です。皆さまが参加しやすいかたちでお知らせしたいと思います。



○今月、最高裁判所で「**正社員と非正規労働者の待遇差**」の判決が出ました。

- ・退職金（メトロコマース）10/13判決
- ・賞与（大阪医科薬科大）10/13判決
- ・扶養手当、年末年始勤務手当、年始期間の休日給（日本郵便）10/15判決
- ・冬季夏季休暇、有給の病気休暇

○同一労働同一賃金ガイドラインでは、

- ・「賞与」のうち会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するもの
- ・深夜労働又は休日労働に対して支給される手当
- ・病気休職 ・法定外の有給の休暇

等について、**正社員と非正規雇用労働者（パート・有期・派遣）との間で、どのような待遇差が不合理と認められるかどうかの考え方**を示していますので、ご覧ください。

○職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲等の違いに応じた範囲内でそれぞれの待遇を決定する必要があります。**中小企業への法律の適用は来年4月!**どこから進めたらいいかちょっと・・・という方、まずは**自社の状況をチェック!**働き方改革推進支援センターにも**ご相談**ください。

<リーフレット>



<わかりやすい動画>



<自社チェック>



<センター>



☎0120-486-450

<リーフレット> <https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000543670.pdf>

<動画> <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/reform/index.html>

<自社チェック> <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan2/>

<センター> [https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/madoguchi\\_annai/hatarkikatacenter.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/madoguchi_annai/hatarkikatacenter.html)

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/topics.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html)



トピックスのバックナンバーはHPを見てね!

